

### 設置場所物件調書及び仕様書

物件番号2	最低使用料(年額)	5,000円	昨年度 販売本数	—
施設名	阪南市役所別棟	所在地	阪南市尾崎町35-1	
使用許可期間	令和元年10月 1日 ~ 令和4年3月31日			
最大更新期間	令和3年度末(令和4年3月31日) ※年度ごとの更新			
設置場所	市役所別棟出入り口	使用面積	W:1.50m未満 D:0.70m未満	
利用形態、時間	屋内 開庁日、開庁時間 (会議開催日は20:00まで)	販売品目	清涼飲料水(缶又はペットボトル等)	
		販売価格	標準的な小売価格(定価)以下	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置場所の詳細、搬入等は施設所管課と協議し、施設の管理、運営に支障のないよう配慮すること。</li> <li>・ 使用面積には回収ボックス設置面積を含む。</li> <li>・ 販売品目に酒類を含まないこと。</li> <li>・ 本庁舎別棟入口通路(会議室付近)</li> <li>・ 会議開催日は20:00まで解放</li> </ul>			
施設所管課	危機管理課	電話番号(内線)	471-5678 (内)2323	
備考	設置する自動販売機は、災害対応型自動販売機1台とする。			



※ 電源コンセントあり



写真



写真